

令和6年度 司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査（概要）

法曹養成制度改革
連絡協議会(第24回)
令和7年3月4日(火)
資料7

1・2 基本情報

- ✓ 在学中受験の実施状況は、
 - ・ 令和5年⇒受験者数:1,066人、合格率:59.8%（うち、法曹コース修了者（早期卒業等）の受験者:162人、合格率:66.0%）
 - ・ 令和6年⇒受験者数:1,232人、合格率:55.2%（うち、法曹コース修了者（早期卒業等）の受験者:131人、合格率:71.8%）

3 カリキュラムの編成方針について

- ✓ 在学中受験に必要な所定科目単位を、2年次後期までに必修又は選択必修で履修できるようにしている大学は22校。

4 修了要件単位数、履修登録単位数の上限、学事暦等について

- ✓ 令和5年度以降、修了要件単位数を引き下げた大学は11校、学事暦を前期／後期を基本としつつ一部の科目にクォーター制を導入した大学は5大学、3年次前期の必修科目の配置単位数を引き下げた大学は20校

5 在学中受験を踏まえた工夫や配慮等について

- ✓ 各法科大学院において、
 - ・ 在学中受験資格取得に必要な所定科目単位を未修2年次（既修1年次）までに修得できるよう、授業科目の配当年次の変更（例：未修3年次→未修2年次）や配当年次の拡大（例：未修3年次→未修2・3年次）等
 - ・ 学生の負担軽減や司法修習との円滑な接続等を目的として、一部の法律実務基礎科目や展開・先端科目（司法試験選択科目を除く）を3年次前期から3年次後期に配置変更等を実施。

6 司法試験の在学中受験導入による、法科大学院教育への影響について

- ✓ 各法科大学院より、
 - ・ ポジティブな意見として「3年次後期に、司法試験科目以外の科目（実務系科目、展開・先端科目、リサーチ・ペーパー等を含む）を積極的に履修するようになった。」「ロールモデルとなる学生（合格者）が存在することで、学生の学修意欲が高まった。」等の意見があった。
 - ・ 課題等として「3年次後期の授業開始までに司法試験結果が判明しないため、3年次後期の履修科目に迷いが生じる。」「在学中受験者と不受験者、在学中受験の合格者と不合格者が混在する中で、授業内容やカリキュラム編成等について学生のニーズにどう応えていくか模索していく必要がある。」「（不合格者について）精神面、学修面からのケアが必要である。」等の意見があった。

令和 6 年司法試験の在学中受験資格に基づく出願者数等について

法科大学院等特別委員会
(第119回) 資料2-1より抜粋

	合計	うち法曹コース修了者 (早期卒業等)						既修	うち法曹コース修了者 (早期卒業等)						未修	うち法曹コース修了者 (早期卒業等)		
		うち法曹コース修了者 (早期卒業等)			うち法曹コース修了者 (早期卒業等以外)				うち法曹コース修了者 (早期卒業等)			うち法曹コース修了者 (早期卒業等以外)				うち法曹コース修了者 (早期卒業等)		
			協定先	非協定先		協定先	非協定先			協定先	非協定先		協定先	非協定先			協定先	非協定先
最終年次 在籍者数	1,682人	-	-	-	-	-	-	1,274人	-	-	-	-	-	-	408人	-	-	-
在学中受験 資格取得者数	1,442人 85.73%	155人	125人	30人	155人	123人	32人	1,160人 91.05%	151人	122人	29人	155人	123人	32人	282人 69.12%	4人	3人	1人
受験者数	1,232人 73.25%	131人	106人	25人	126人	97人	29人	997人 78.26%	129人	104人	25人	126人	97人	29人	235人 57.60%	2人	2人	-
合格者数	680人	94人	73人	21人	84人	65人	19人	611人	92人	71人	21人	84人	65人	19人	69人	2人	2人	-
合格率	55.19%	71.76%	68.87%	84.00%	66.67%	67.01%	65.52%	61.28%	71.32%	68.27%	84.00%	66.67%	67.01%	65.52%	29.36%	100.0%	100.0%	-

※下段(青字)は最終年次在籍者数に占める割合。(募集停止校は除く)
※「早期卒業等」とは、早期卒業及び飛び入学により、学部3年で法科大学院へ進学した者。
※在学中受験資格取得者数については、「令和6年度司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査」(法科大学院等特別委員会(第116回)資料5)実施後に資格の取消等が生じ、同調査との差異が生じている場合がある。

(参考) 令和 5 年司法試験の在学中受験資格に基づく受験結果について

	合計	うち法曹コース修了者 (早期卒業等)			既修	うち法曹コース修了者 (早期卒業等)			未修
			協定先	非協定先			協定先	非協定先	
最終年次 在籍者数	1,672人	-	-	-	1,298人	-	-	-	374人
在学中受験 資格取得者数	1,342人 80.26%	187人	158人	29人	1,111人 85.59%	187人	158人	29人	231人 61.76%
受験者数	1,066人 63.76%	162人	134人	28人	913人 70.34%	162人	134人	28人	153人 40.91%
合格者数	637人	107人	91人	16人	578人	107人	91人	16人	59人
合格率	59.76%	66.05%	67.91%	57.14%	63.31%	66.05%	67.91%	57.14%	38.56%

※下段(青字)は最終年次在籍者数に占める割合。(募集停止校は除く)
※「早期卒業等」とは、早期卒業及び飛び入学により、学部3年で法科大学院へ進学した者。※文部科学省「法科大学院関係状況調査」より作成

(1) 在学中受験が始まることを踏まえたカリキュラム上の工夫や配慮の例

<修了要件単位数>

- 学生の授業負担軽減のため、修了要件単位数を削減。(金沢、広島、学習院、慶應義塾、創価、中央、明治、早稲田)

<各科目群の最低限修得が必要な単位数>

- 学生の授業負担軽減のため、一部の科目群の最低限修得が必要な単位数を削減。(広島、慶應義塾、学習院、創価)
- 学生が柔軟に科目を選択できるようにするため、一部の科目群の最低限修得が必要な単位数を削減し、修了要件を満たすために科目群を問わず修得が必要な単位数(修了要件単位数と各科目群の最低限修得が必要な単位数の合計の差分)を増加。(岡山、九州、中央)

<履修登録単位数の上限>

- 在学中受験資格取得を可能とするため、法科大学院が認める者について、未修2年次(既修1年目)の履修登録単位数の上限を引き上げ。(東北、筑波、東京、金沢、神戸、東京都立、大阪公立、上智、明治、創価、同志社、立命館、関西、関西学院、福岡)
- 司法試験後に修了要件となる科目を多く履修できるようにするため、3年次の履修登録単位数の上限を引き上げ。(中央)

<開講日>

- 2学期制を前提としつつも、3年次前期の一部の科目について司法試験前に授業を終えられるようにするため、開講頻度等を工夫。(例：週1回開講から週2回開講に変更、授業開始日を早める)(東京、一橋、神戸、名古屋、九州、慶應義塾、中央)
- 司法試験期間に授業を開講しないよう措置。(例：授業実施週から除外、3年次の授業は休講とし別日に開講、授業時間を90分から105分に増やして授業回数を減らす)(北海道、東北、神戸、広島、琉球、東京都立、大阪公立、学習院、中央、日本、明治、早稲田、立命館、関西)
- 外部模試(4月の平日)の実施時期に授業を開講しないよう措置。(東北)
- 司法修習開始に合わせ、全学の日程とは別に司法研究科の修了式・学位授与式を実施。(中央、同志社)

<期末試験の実施時期>

- 3年次前期の一部の科目について、開講頻度等を工夫し、司法試験前（5月下旬、6月上中旬）に期末試験を実施。（名古屋、九州、慶應義塾、創価、中央）
- 司法試験前に前期の授業を終了し、司法試験後に期末試験を実施。（東京都立）
- 司法試験期間に授業を開講しないことから、定期試験の日程を後ろ倒しにして実施。（日本、明治）

<授業の配置>

- 在学中受験の所定科目単位を未修2年次（既修1年目）までに修得できるよう、授業科目の配当年次の変更（例：未修3年次→未修2年次）や配当年次の拡大（例：未修3年次→未修2年次・3年次）等を実施。（東北、筑波、千葉、一橋、金沢、京都、大阪、神戸、岡山、東京都立、大阪公立、慶應義塾、上智、専修、創価、日本、法政、南山、同志社、関西、関西学院、福岡）
- 在学中受験を予定している学生の負担軽減（や司法修習との円滑な接続）のため、
 - 一部の法律実務基礎科目を3年次前期から3年次後期に配置変更（北海道、千葉、大阪、琉球、東京都立、慶應義塾、創価、明治、早稲田、同志社、関西学院（希望者のみ）、福岡）
 - 一部の展開・先端科目（司法試験選択科目を除く）を3年次前期から3年次後期に配置変更（名古屋、創価）
 - 必修科目と3年次生が主として履修する科目を3年次前期から3年次後期に配置変更（東北）
 - 一部の選択必須科目を3年次前期の後半から3年次前期の前半に配置変更（広島）
 - 2単位科目を1単位科目2つに分割し、学期毎に開講する形に配置変更（学習院）

<その他>

- 3年次のエクスターンシップの研修期間を司法試験前から司法試験後に変更（千葉）
- 3年次の海外エクスターンシップや課題研究科目を秋冬学期での開講に変更。（大阪）
- 司法試験実施日の欠席を、制度的に公欠として認める。（千葉）
- 司法試験期間中となる授業日について、休講として別に補講を行う、オンデマンド方式で実施するなど、司法試験受験により出席できないことによる不利益が生じないような措置を実施。（東京）
- 在学中受験を予定している学生への配慮として、3年次前期は週3日授業を入れるだけでも修了可能となるような時間割を編成。（神戸）
- 論述を中心に専門的学識の応用能力を涵養するため、既存の総合演習科目2科目4単位を再編し、3年次の選択必修科目として、公法・民事法・刑事法3系の応用演習3科目6単位を開設。（岡山）
- 3年次配当科目（選択科目含む）の担当教員に対し、7月1日から司法試験終了までの間における課題の出題等について配慮を要請。（琉球）
- 既修者への前倒し受講科目制度の導入（立命館）

(2) 在学中受験が始まることを踏まえた学生指導の方針、工夫や配慮の例

<3年次の履修登録に係る指導>

- ガイダンス、オリエンテーション、個別相談等を通じた指導を実施。(筑波、名古屋、東京都立、早稲田、立命館)
- R5に在学中受験をした学生の状況も踏まえ、3年次前期の履修を過度に控えるような指導はせず、授業と受験を両立した環境を構築。(東北)
- 3年次前期に履修する科目を必修科目に抑え、司法試験に向けての自主学習の時間を確保できるよう工夫するよう指導。(愛知)
- 法律実務基礎科目(選択科目)は、司法試験後(在学中受験者)や3年次後期(修了後受験者)に積極的に履修するよう指導。(東京都立)
- 在学中受験を予定している学生向けの科目(選択必修またはクラス分け)を設定し、履修を勧奨。(上智)
- 大学独自の「特別演習」(思考力・論理力・表現力を訓練する少人数演習)を履修するよう勧奨。(関西学院)
- 大学独自の「司法試験在学中受験プログラム」の履修生に対し、司法試験の勉学に役立つ演習科目の履修を推奨。また、選択科目については、後期に履修する等工夫するよう助言。(福岡)

<司法試験後～合格発表前の工夫>

- ガイダンス、個別相談、受験者との意見交換等を通じた指導を実施。(上智、中央、明治)
- 在学中受験資格での合格は修了が要件であることを周知し、3年次後期に開講されている必修科目の単位を確実に修得できるよう指導を実施。(東北)
- 修了に向け、選択科目や法律実務基礎科目の必修科目の履修を指導するとともに、司法試験受験科目の力を落とさないようにするための学修の継続を指導(福岡)
- 法科大学院での学修が疎かにならないよう、実務法曹としての活動を具体的にイメージさせるための説明会等を実施するとともに、3年次後期の実務系科目の授業内容と有機的に連携。(一橋)
- 法曹三者のみならず、あらゆる業界での働き方について幅広く紹介・相談を実施できるよう、就職情報説明会を開催。(早稲田)
- 3年次後期開始時に、在学中受験を行った者を対象に、合格した場合・不合格となった場合のそれぞれに合わせた履修指導ガイダンスを実施。(中央)

＜合格発表後の学生指導＞

- 合格した学生に対しては、修了とその後の司法修習に向け、学修を進めるよう指導。不合格の学生に対しては、試験結果の振り返りや反省点を洗い出すとともに、気持ちを切り替えて次年度以降の受験の準備を進めることができるよう指導・助言。(東北)
- 合格した学生に対しては、モチベーションを低下させないよう実務法曹として必要な能力を身に着けることの必要性を指導・助言。不合格の学生に対しては、フォローアップ科目(1単位)を設定。(一橋)
- 個別面談を実施し、在学中受験資格での合格は修了が要件であるため、修了に向け、継続的学習を促す。(愛知、大阪)
- 在学中受験資格での合格は修了が要件であるため、修了に向け、選択科目や法律実務基礎科目の必修科目の学修に力を注ぐよう指導。(福岡)
- 従来から合格者に対しては、司法修習に関する注意事項等を実務家教員から指導する場を設けていることから、在学中受験の合格者についても参加を勧奨。不合格者に対しては、担任や演習科目担当者からフォローを実施。(上智)
- 実務家による司法修習前セミナーを開催し、司法研修所に入所前にスムーズに研修に入れるよう事前指導を実施。(早稲田)

＜上記以外の学生指導＞

- 半期ごとに在籍する学生全員と個別面談を行い、学修及び生活の状況を確認するとともに授業やカリキュラム等への要望をきめ細かく聴取し、必要な対応を実施。(岡山)
- 司法試験受験前の5月に、専任教員、実務講師による個別面談、学修相談の機会を提供。(中央)
- 2年次の履修登録前にガイダンスを実施し、在学中受験を希望する場合の履修上の注意事項について説明。また、2年次後期の成績発表後に、3年次に進級が確定した学生に対し在学中受験の希望を確認した上で、在学中受験を希望する学生に対して個別面談を実施し、3年次の学習計画について指導・助言。(愛知)
- 司法試験の実施時期を踏まえ、司法試験論文式問題解説会の開催時期を3月に変更。(金沢)
- 3年次前期も3年次向け配当科目を開講し、在学中受験をしない学生の履修スケジュールに空白期間が生じないように配慮(東北、中央)
- 3年次後期に修了後受験を予定する学生を対象とした演習科目を設置することで、継続的なフォローを実施。(一橋)

(3) 在学中受験を希望しない学生に対するカリキュラム上の工夫や配慮の例

- 在学中受験を予定していない学生に対する個別指導として、司法試験前後において選択必修科目としてアウトプット系の演習科目を設置し、それら科目の成績評価を基に個別面談を実施し、各学生の3年次後期開講科目の履修が効果的なものとなるよう指導。(広島)
- 在学中受験を予定していない学生が、未修2年次(既修1年目)に法律基本科目の履修に重点を置くことができるよう、カリキュラム自体は全入学者が在学中受験可能となるように設計しつつも、司法試験選択科目を3年次においても履修できるよう措置。(東京都立)
- 選択必修科目として、公法・民事法・刑事法の法律基本科目を開講して、春学期第2クォーターでその履修を可能とするよう措置。(慶應義塾)
- 授業科目の一部について、在学中受験を希望する学生とそれ以外の学生でクラス分けを行い、学生の習熟度に応じた教育内容となるよう工夫。(上智)
- 未修者に対し、2年次における消化不良を回避することを目的として、2年次必修科目の一部を3年次に繰り延べることができる「未修者2年次必修科目履修制度」を希望する学生に適用。(早稲田)
- 未修者を中心としたカリキュラムとしていることを前提として、「司法試験在学中受験プログラム」を導入し、在学中受験の希望に応えられるよう工夫(福岡)
- 未修者2年次(既修者1年目)における展開・先端科目の司法試験選択科目の履修について、
 - 司法試験選択科目4単位の履修に代えて、後期に実務基礎科目群の2科目4単位を履修することを指導(岡山)
 - 無理に当該年次で履修する必要はない旨指導(広島)
 - 司法試験選択科目よりも、答案や法律文書に係る書く力を養うことを主な目的とした授業科目「法学演習」の履修を推奨(学習院)
- 教員との個別面談、履修相談会等を通じて意見交換及び指導を実施。(大阪)
- 在学中受験をする・しないを個人の判断に委ね、いずれの選択をしても大学としてサポートすることを入学前や入学時のガイダンス等の機会に繰り返し学生に説明。また、履修相談会やその他の個別相談の機会に、修了後受験に向けた履修計画・学習計画について助言。(東京都立)
- 在学生ガイダンスおよび新入生ガイダンスにおいて、学生全員に在学中受験について説明を実施。(南山)
- 学習ロードマップ(各学年、各学期ごとの到達目標)を作成・公開し、学生が自身の実力を把握し取り組めるよう工夫。(関西学院)

(1) 司法試験受験後～法科大学院修了までの学修状況について（全般的なこと）（一例）

<法科大学院教育へポジティブな影響を及ぼしていたと考える点>

- ロールモデルとなる学生（合格者）が存在することで、学生の学修意欲や態度が高まった。
- 在学中受験を意識し、法科大学院における学修（ひいては単位取得）に、より集中して取り組むようになった。
- 司法試験終了後に、司法試験科目以外の科目（実務系科目、展開・先端科目、リサーチペーパー等を含む）を積極的に履修するようになった。
- 予備試験を理由として授業を欠席する学生や、予備試験に合格し法科大学院を退学する学生が減少する可能性がある。

<在学中受験によって生じた法科大学院教育における課題や、改善が必要と考える点>

- 司法試験に十分に対応できるレベルに達していない学生も、在学中受験を目指すようになった。
- 司法試験科目以外の科目を軽視したり、受験対策にばかり目が向くようになる懸念がある。
- 在学中受験を目指す学生の負担（例：通常や期末試験との両立、2年次後期から3年次後期の授業負担）の軽減が必要である。
- 3年次後期の授業開始までに司法試験結果は判明しないため、3年次後期の履修科目に迷いが生じる。

<上記以外に、法科大学院教育に与えた影響があったと考える点>

- 正規の授業を欠席する学生（例：全国模試の受験、就職活動 等）が増加した。
- 実力をじっくり養成するよりも、早期に合格するために要領よく指導するよう求められる傾向が懸念される。
- 学修が追い付かない学生の学修意欲が低下した。

(2) 司法試験受験後～法科大学院修了までの学修状況について（在学中受験合格者）（一例）

＜法科大学院教育へポジティブな影響を及ぼしていたと考える点＞

- 在學生にアドバイスをする様子が見られ、在學生も体験談をより身近なものとして受け入れやすくなった。
- 教員が、合格した学生から指導上の示唆を得やすくなった。
- 司法試験以外の学修により一層積極的に取り組む様子が見られた。

＜在学中受験によって生じた法科大学院教育における課題や、改善が必要と考える点＞

- 学事暦上、3年次後期の授業開始までに司法試験結果は判明しないため、履修科目を選択・変更することが難しい。
- 法律基礎実務科目や、グループ等で成果を発表する模擬裁判等の科目において参画意欲が減退している者が散見される。
- 3年次の秋冬学期に開講される科目について、履修意欲が減退している学生もいる。
- 在学中受験に合格しているにもかかわらず、修了が危ぶまれる者や、修了に必要な単位を取得できず修了できなかった者がいた。

＜在学中受験導入前に比べ、法律実務や学生の関心に沿った学修内容に取り組む学生は増えたか。＞

- 展開・先端科目の履修者が増加した。
- リサーチ・ペーパーや法政理論専攻修士課程との共通科目の履修者が増加した。
- 外国法や実務系科目など、司法試験に直結しない科目の学修に積極的に取り組む学生が増加した。
- 展開・先端科目の履修について、在学中受験導入前に比べ、単位を取得をできさえすれば良いという傾向が強まっている。

＜修了後・司法修習後に向けた就職活動が、法科大学院における学修に影響していたか。＞

- 授業の欠席者が一定数いた。
 - 特に、最終学年では模擬裁判等のように出席した上で講義におけるパフォーマンスを評価・重視する科目において欠席・遅刻・早退が増加した点で、プロセスとしての教育を阻害しており、深刻に受け止めている。
 - 地方大学から関西・関東の説明会に出席するためには半日以上授業を休まなければならない、影響は都市部の大学に比べて大きい。
- 就職活動の時期が早くなったことにより、2年次設置科目の運営や学修などに影響が生じていないかを注視している。

(3) 司法試験受験後～法科大学院修了までの学修状況について（在学中受験不合格者）（一例）

＜法科大学院教育へポジティブな影響を及ぼしていたと考える点＞

- 現時点における、司法試験に対する自身の到達度を把握する機会としての意味はあり、これまでの学修の振り返りと今後の学修に活かし取り組むという契機にもなっている。
 - 授業の様子からは、不合格という事で投げやりになるのではなく、翌年の受験に向けて改善しようという意欲を感じた。
 - 結果が判明した直後から、教員に起案を提出する等指導を求めたり、秋学期に受講登録した科目についても意欲的に学修している。
- 3年次夏季休業期間や秋学期に設置された実務系科目や展開・先端科目に積極的に取り組んでいる。

＜在学中受験によって生じた法科大学院教育における課題や、改善が必要と考える点＞

- 受験後から法科大学院修了とその後に向けたフォローアップ体制を構築する必要がある。
- 精神面、学修面からのケアが必要である。
 - 周囲の多くが在学中受験に合格している中、不合格であったことが精神的に苦痛を感じている者もいる。また、学修意欲の点において、在学中受験合格者の中に講義へのモチベーションが顕著に低下している者を間近に見つつ、不合格者はなお高い学修意欲を維持しなければならない状況が辛いという声があった。
 - 不合格者への配慮と合格者への祝賀の扱いが難しい。
 - 合格発表後、不合格者は、司法試験とは無関係な科目について相対的に集中力を欠いていた。意欲的に授業に取り組む合格者を見て、余計に自己評価を下げるのではないかと懸念される。
 - 短答式試験の不合格者の中には、秋学期の授業当初から出席してこないという者もいた。
 - 教員は合格したことを前提とする発言をしないしてほしいとの意見が寄せられた。
- 司法試験受験後～合格発表までの間授業がないため、その期間における研鑽の中だるみが以前と比べて一層生じるようになった。

(4) 司法試験受験後～法科大学院修了までの学修状況について（在学中受験不受験者）（一例）

＜法科大学院教育へポジティブな影響を及ぼしていたと考える点＞

- 同学年の在学中受験者（特に合格者）の存在が、学修意欲の向上につながった。
- 在学中受験者の学習計画・学習方法を参考にして、計画的・効率的に学習しようとする者がやや増加した。
- 事前に受験意思の有無の確認や相談などの対応を行っており、不受験の明確な意思があった者が多かったと考えられることから、在学中受験者の動向にさほど影響を受けなかったと思われる。
- 修了後の初回受験での合格を目標として、履修科目をあえて詰め込まず、修了まで余裕をもって少しずつ履修していく者が少なくない。

＜在学中受験によって生じた法科大学院教育における課題や、改善が必要と考える点＞

- 在学中受験の導入に合わせて、3年次前期に担当していた必修科目を後期に移動したことが、在学中受験不受験者においては、司法試験に向けた勉強が忙しくなる時期に必修科目を履修することとなり、負担が重たくなっている。
- 一部の実務基礎科目の開講時期の前倒ししたため、負担が短期に集中することとなった。また、展開・先端科目や実務基礎科目を秋学期にまとめて履修することとしたため、修了後の司法試験に向けた勉強に集中的することがやや難しくなっている部分があると思われる。
- 在学中受験者に配慮するため、試験の実施時期をずらしたり長期の休講措置を採るなどした場合、在学中受験不受験者にとっては不要不急の措置であるため、かえって継続的な教育効果を削ぐ面がある。

(5) 合格者・不合格者・不受験者が学年内に混在することによる、学修指導・学生指導等への影響について（一例）

- 在学中受験者と不受験者、在学中受験の合格者と不合格者が混在する中で、授業内容やカリキュラム編成等について学生のニーズにどう応えていくか模索していく必要がある。
- 不合格者、不受験者に対する個別指導、面談の必要が生じた。
- 就職活動の早期化に伴い、不受験者や不合格者を中心として就職活動を理由として講義を欠席する者がいることに対する不平不満が非常に強く感じられる。
- 特段支障はなかった。